

## 平成23年度 第3回機械振興補助事業審査・評価委員会 議事概要

1. 開催日時：平成23年11月2日（水） 午後3時00分～午後5時00分
2. 開催場所：財団法人JKA 4A・B会議室
3. 議題
  - (1) 平成24年度補助事業審査の基本的な考え方について（案）
  - (2) 補助事業評価について
  - (3) その他

### <資料>

- 資料1：平成24年度補助事業（機械） 要望状況一覧表（速報暫定版）
- 資料2-1：平成24年度・補助事業審査の基本的な考え方について（案）
- 資料2-2：審査評価委員の審査項目の一部変更について
- 資料2-3：事業審査シート（案）
- 資料2-4：「審査・評価マニュアル」（第2版）（案）
- 資料2-5：平成24年度補助事業（機械） 委員審査スケジュール（案）
- 資料2-6：平成24年度補助事業審査スケジュール（案）
- 資料3：平成23年度 補助事業審査・評価委員会 評価作業部会 審議概要

### 4. 出席者

大山永昭委員（委員長）、金子聰委員（委員長代理）

市江正彦委員、岡俊子委員、鴨志田晃委員、河田聡委員、中原秀樹委員、  
野坂雅一委員、吉岡忍委員

[事務局] 笹部理事、竹内グループ長、宮田チーム長、坂井室長、佐藤副室長

### 5. 本委員会の定足数の確認（事務局竹内）

「補助事業審査・評価委員会規程」第7条第1項の規定に基づきまして、只今、委員総数13名中9名のご出席をいただいておりますので、本委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

### 6. 事務局笹部挨拶

笹部でございます。まず、ご挨拶の前におめでたいお話がございますので、皆様方にご紹介致します。ご承知かと存じますが、河田委員におかれましては、第8回江崎玲於奈賞のご受賞の榮譽に輝かれました。改めてお慶び申し上げます。更なるご発展とご活

躍をなされますよう、お祈り申し上げます。

さて、本日は第3回機械振興補助事業審査・評価委員会に、大変お忙しいところご出席いただきまして、本当にありがとうございます。昨年、審査方法を抜本的に見直しましたが、平成23年度審査に係る改善等必要な事項についてご審議をお願い致します。

今回は、来年の2月までの審査スケジュールについてもご審議をしていただこうと思います。これまでのご意見を踏まえ、より良い審査・評価としていきたいので、それが十分かどうかのご意見を賜ればと思っております。先週の金曜日に「公益事業補助」の審査・評価委員会も、同内容でご審議をしていただきましたが、その場におきましても、種々ご意見を頂戴致しましたことを申し添えます。

7月に行いました審査・評価委員会におきましては、本格的な評価のあり方及び平成23年度の評価に向け準備に取り組むため、丹羽委員を部会長、「公益」担当の山谷委員を副部会長とする評価部会を新たに設置しました。本日の議題の一部資料の評価について、2回実施した内容報告も準備しておりますが、今後、当委員会にお諮りする評価関連事項も増加することとなります。

引き続き、ご指導の程よろしくようお願い申し上げます、冒頭のご挨拶に替えさせていただきます。

本日はよろしくようお願い致します。

## 7. 議事

### (1) 委員長挨拶

それでは、議事を進行させていただきます。今日の議題は、皆様方のお手元の資料にありますとおり、3つ予定してございます。

最初に、今回の委員会を開催するにあたりましては、公開としていること、それから、各委員に本日配布した資料は、審査用の個別資料を除き、傍聴席の皆様にも配布していることをご報告申し上げます。

### (2) 本日の議事進行についての説明（事務局竹内）

本日の会議は、2時間程を予定しております。最初に議題（1）平成24年度補助事業審査についての基本的な考え方についての案を、資料に基づいて説明の後、ご審議いただき、その後、議題（2）補助事業評価について、補助事業評価作業部会で進めてまいりましたことについて、ご案内するという流れを20分ほど予定しております。

### (3) 配布資料の確認（事務局竹内）

資料1：平成24年度補助事業（機械） 要望状況一覧表（速報暫定版） 1ページ

資料2-1：平成24年度・補助事業審査の基本的な考え方について（案） 2ページ

資料2-2：審査評価委員の審査項目の一部変更について 3ページ

資料2-3：事業審査シート（案） 4～8 ページ

資料2-4：「審査・評価マニュアル」（第2版）（案） 18 ページ綴り

資料2-5：平成24年度補助事業（機械） 委員審査スケジュール（案） 9 ページ

資料2-6：平成24年度補助事業審査スケジュール（案） 10 ページ

資料3：平成23年度 補助事業審査・評価委員会 評価作業部会 審議概要  
11～16 ページ

その他：季刊誌『ペだる』

(4) 平成24年度補助事業（機械）要望状況一覧表（速報暫定版）についての報告  
（事務局宮本）

資料1：平成24年度補助事業（機械）要望状況一覧表（速報暫定版）をご覧ください。  
今後、精査した結果、要望額に変更等がある場合もありますので、予めご了承ください。

平成24年度要望状況は、合計で1,939,782,000円となっております。事業数は165事業となっております。平成23年度と比べると、金額は若干マイナスになり、事業数については60件ほど減っております。これは、「研究補助」で減った分がほぼ事業数の減少分となっております。

この中で、「研究補助」と「公設工業試験研究所」を除いた事業が、委員の皆様へ審査をしていただく部分になります。審査案件は全部で66事業、約6億円の要望です。

なお、66事業ですが、1事業に項目が複数ある場合があります。その項目数が全部で134項目ありましたので、66事業の134項目についての審査をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

(5) 議題1：平成24年度補助事業審査の基本的な考え方について（案）の説明  
（事務局宮田）

平成24年度の補助事業の審査を、委員の方々にどのように実施していただくのかということについて、ご説明を致します。

資料2-1、平成24年度補助事業審査の基本的な考え方について（案）をご覧ください。  
平成24年度・補助事業の審査については、平成23年度を基本として実施する。なお、前回の委員審査結果を踏まえ、下記のとおり補助事業審査の一部見直しを行うものとする。前段は、平成24年度は平成23年度を大幅に変えるものではないとっております。なお書き以降は、一部見直しを行います。その一部見直しが、記書き以降になります。

1番目は、委員審査項目を、「7項目」から「5項目」に変更したいと考えております。内容は、「公益性の確保」と「広報計画の審査」を委員審査案件から事務局審査案件に移すということで、2項目減ることになります。また、上記の変更に伴い、「審査の主な視点」の重複部分の整理統合を図り、今、16項目ある「審査の主な視点」を9項目に集約しました。少しでも皆様が審査をしやすくなればという目的でございます。

次に2番でございます。審査基準を、「4段階」から「5段階」に変更したいと考えて

おります。今は4点法ですが、その「4点」の「優れている」を2つに分けて、結果として、「5点」になるということでございます。「5点」を「全体的に優れている」、「4点」を「優れている」に分けました。これにより審査結果の差をより明確にしたいと考えております。

3ページでございます。前ページで説明した資料の内容が具体的に展開されたのが、3ページでございます。まず、「7項目」から「5項目」に減ったことを図式化した資料になります。上が平成23年度、つまり、前回、皆様にやっていただいた時の審査基準になります。下が平成24年度、今回やっていただくための審査基準です。ご覧のとおり、「(1)公益性の確保」と「(3)広報計画の審査」を事務局審査に移行し、委員審査は「5項目」となりました。

「①社会的課題の把握と解決策の妥当性」、「②事業目標の妥当性」、「③事業効果の妥当性」、「④事業の新規性（または事業継続の妥当性）」、これは、当該事業が新規か継続かによって、どちらかになるという形でございます。「⑤事業の発展性」、以上、「5項目」を皆様にやっていただきたいと考えております。事務局でできるものは、できる限り事務局でやっていこうということで、このような形にさせていただきました。

次に4ページでございます。これは、皆様に審査の点数を付けていただくシートの案になります。一番左に1から5の番号があると思いますが、これが、今、説明した①から⑤と一致しております。例えば、「社会的課題の把握と解決策の妥当性」は、3つの側面・観点から審査を加えていただくa、b、cという形になっております。aは[社会的課題の妥当性]、bは[本事業の必要性・有効性]、cは[実施体制の実効性・遂行能力]といった観点から、ご審査をいただければと考えております。

「審査の主な視点」を16項目から9項目に整理しましたが、「審査項目」の右隣に「審査の主な視点」がございます。前回の審査では、16項目並んでいたのを9項目に集約いたしました。[社会的課題の妥当性]だけを読ませていただきますと、「・事業背景にある社会的課題の現状認識と目指す姿が的確か。」と、その下でございます（社会的課題解決による受益性とメリットが漠然としていないか。）、これは逆の言い方で同じことを言っております。少しでも視点がわかりやすくなればということで、ここは改善をいたしたつもりでございます。

次の「委員判定」の欄には2つございまして、狭いほうのスペースに点数を入れていただくこととなります。基本的にはエクセルシートで送付させていただくのですが、エクセルシートでは、ここにプルダウンがございますので、「1点」から「5点」をここで選択すると、その横のスペースに自動表示がされます。例えば、「5点」を皆様が選択されたら、「全体的に優れている」というものが自動的に表示される仕掛けになっております。

また、いちばん右なのですが、参考欄に配点分布の目安が表示されます。「本欄を委員各位の配点分布の参考にしてください」というスペースがございます。これは何かといいますと、例えば、1のaを15事業付けた場合、自分はどのような分布で付けたかとい

うことが、ここに一覧で自動的に出るような仕掛けを施しております。従って、例えば、aを横軸で見た場合、「5点」を何事業に付けたのか、「4点」を何事業に付けたのかが一覧で分かるということで、これは、審査の最後の調整に役立てていただければと考えております。当然、下の合計は、自動で計算が出るようになっております。

また、「4 事業の新規性・継続性」のhとiについては、どちらかを選択していただきますので、aからjですと、全部で10項目ですが、hとiはどちらかを選択していただくので、10マイナス1の9項目、また、満点が「5点」ですので、5×9で満点は「45点」になります。

今度は、左上をご覧ください。「主査氏名」のところに赤い字で、判定をした際には、まだ未記入でとしております。これは平成23年度と同様に、副査の方が確認・チェックを行う際に、誰が主査か分からないようにすることで、審査の秘匿性や厳格性を担保しております。その右横（特筆すべきストロングポイント）は良い点・長所をこの部分に書いていただき、ない場合は、空白ではなく「無し」とご記入ください。

「※審査基準」の説明を致します。各項目について、5点満点で審査してください。その際、できるだけ配点のメリハリをつけてくださいとしております。「5点」が「全体的に優れている」、「4点」が「優れている」、「3点」が「普通である」、「2点」が「一部劣る」、「1点」が「全体的に劣っている」ということで出しました。先週の金曜日に「公益」のほうで、同じ資料をお出しした次第でございます。そこで、2点、意見が出されました。1点目は、もし「3点」が「普通である」という基準点であるとする、と「2点」と「4点」で、「2点」には「一部」という表記があって「4点」にないのは、バランス上どのようなものかということです。2点目は、審査という観点からいうと「全体的に」という言葉自体の修飾語に違和感があるという意見が出されました。この2点が「公益」で出された、委員の意見でございます。これを、ご審議いただく上で、ご配慮いただければと考えております。以上が、審査シートの説明でございます。

次の5ページです。この「事前計画／自己評価書」は、補助事業要望者が提出して、審査いただくものです。事務局は、この資料について、基本的には手を加えません。補助事業要望者から提出されたものを、そのまま皆様に送付したいと考えております。

次に、この「事前計画／自己評価書」の構成を簡単にご説明いたします。事前計画に当たる部分が5～7ページになります。自己評価書に当たる部分が8ページになります。自己評価書は事業の実施後ですので、補助事業要望者は今回は記入しません。従って、今日は、5～7ページの説明をいたします。

5ページのシートは、申請事業者の団体の名前であるとか、連絡先、代表者名、活動履歴といった団体の基本情報が書かれたシートです。6ページが補助金額の内容とか、補助金額、全体の経費といったものが、ここに書かれます。3枚目のシートが7ページですが、これは、要望する事業の目的とか目標、計画性・波及効果など、より俯瞰した内容がここに入っております。こういった構成になっておることをご理解いただければと考えております。これはなぜ作ったかといいますと、前回の反省も踏まえまして、「ど

れを見たらよいか分からない」というご意見をいただきました。従いまして、なるべく一覧性のある基礎資料を提供したいということで、このように改善をさせていただいた次第でございます。

では、5 ページに戻っていただいて、この資料を付けた意味は、もう一つございます。オレンジの枠が、5 ページの真ん中の右にございます。青い字で、事業審査シート「事業の継続性 i」に該当、これはどういう意味かということ、4 ページの事業審査シートの下から2段目に「4 事業の継続性 i」とございます。ここを審査していただく際には、5 ページのここを見てくださいという意味でございます。以下、全部同じになっております。ただ、注意していただきたいのは、「4 事業の継続性 i」は2行書いてありまして、ここだけでは駄目で、7 ページの枠囲みの3つ目の下段に「事業の継続性 i」に該当と書いてあります。つまり、「4 事業の継続性 i」を審査していただくためには、この2か所を参照していただくという意味でございます。従いまして、1つの項目を見るのに、数か所を見るパターンもあるし、1か所を見るパターンもあるということで、ここだけご注意をいただければと考えております。

次に、審査・評価マニュアルの説明に入りたいと思います。この審査・評価マニュアルは、「機械」と「公益」の評価がすべてここに盛り込まれておりますので、この場では、「機械」の委員審査案件に相当する部分のページだけをご説明します。9/18 ページをご覧ください。この審査項目と「審査の主な視点」が、そのまま審査事業シートに移っているということで、これが根拠規定であるということをお知らせしたいだけのことでございます。

9 ページに移ります。これは、スケジュールをお知らせする資料になります。資料2-5でございます。まず、11月の中旬に、主査の皆様へ JKA 事務局から資料を送付させていただきます。この時は、事務局審査を終了したものをお渡しいたしますので、駄目なものの申請書はお送りしません。そして、11月中旬から12月初旬に、主査の委員へ事業審査シートへ採点と主査の所見を記入していただきます。ただ、その際はまだ、名前は未記入という形であればと考えております。それが「A 主査審査」というところになります。

③は、そのシートを JKA に送っていただきます。そうしましたら、JKA は④で副査の委員に、すぐにそれをお送りします。主査の採点と所見が記入されたものになります。

そして、⑤になります。今度は副査に所見をいただくのですが、ここで大きな変更点がございます。前回は、副査にも採点していただきました。今回は、副査は所見のみということでお願いできればと考えております。前回は、事業仕分けの日程との関係がございまして、非常にイレギュラーな日程でやりました。今回からは、こうした形に戻りたいと考えております。従って、副査はコメントのみを付していただき、これを12月の下旬までにしていただきます。①から⑤までを今年いっぱいまでに終わればと、事務局は想定しております。

⑥で、事務局に副査の所見が入ったものを送っていただき、⑦で主査の方に再度、お

送り致します。この時点では、主査の名前はまだ無く、主査の点数と所見、副査の名前と所見が入っているという形になります。

⑧でございます。ここで、主査の最終的な確認をいただく形にしたいと考えております。どういう確認かといいますと、副査の所見を参考に点数を修正いただくか、あるいは、そのままいくか、それは主査のご判断にお任せしたいと考えております。それで、最後に、⑨で主査から JKA に戻していただくと、これが一連の作業になります。今のところは、1 月の中・下旬にここまでできるようにご協力を願いたいと、非常に勝手ながら、このような資料を出した次第でございます。主査の氏名は、⑧のところで初めて記入していただくという形になります。それで、2 月 13 日と、27 日、第 5 回、第 6 回の審査・評価委員会でご審議をいただくことになります。

そして、10 ページです。ここで言いたいのはただ 1 点で、12 月 9 日、10 時から 12 時に、第 4 回の「機械」の審査・評価委員会を予定しておりますが、ここでは事務局が行う簡易審査案件をご報告させていただくということですので、皆様の委員審査案件はここでは扱わないということを明示した資料になります。皆様にご審査いただいたものは、2 月 13 日ないしは 27 日にご審議いただくというスケジュールになります。

何とか不便さ・煩雑さを少しでも解消したいということで、このような形で、微力ながら若干の手直しをさせていただいたということでございます。

#### <質疑>

委員長：ありがとうございます。皆様のご質問・ご意見をいただく前に、今の件で補足をおいたほうがよいかと思うのですが、去年は時間がなくて、ああいりやり方をしたというのは、皆様にご協力いただいてありがとうございますということなのですが、本来の姿ではなかったということで、その根拠というのは、書かれているものがあつたのですけれども、そこだけ、もう一回、言っておいていただいたほうがよいかと思います。だから元に戻すという話をおいたほうがよいかと思います。

事務局竹内：この事業審査・評価のやり方は、昨年の事業仕分けの結果を受けて、主査と副査というのを審査・評価委員にお願いして、主査の見たものを副査にもう一度見ていただく、1 つの事業を複数の目で見ますというお約束をしてございました。去年は、それを短い時間でやろうとしましたので、主査の方にも、副査の方にも得点を付していただくという形で進めさせていただきましたが、今年は主査の方と副査の方の役割というのを位置付けまして、主査の方に最初に点数を付けていただき、それに対して、副査の方は主査の審査結果を見て、「私はこう思う」というご意見をいただいて、それを改めて主査の方にお戻しして、主査の方に副査の意見があれば見ていただいて、改めて採点を見直すなどしていただき、主査の方が、「この事業はこういう事業です」という形で委員会へご報告いただくという、本来の形に戻させていただくという主旨でございます。

委員長：たぶん、そこから先の議論が出てくる可能性があるのは、今回、初めてこのパターンでやるわけですけど、やってみて、「前のほうがよかった」という可能性はなきにしもあらずなのですね。ただ、その時には、変える手順を確認しなくてはいけなくて、簡単ではないようなのです。変えるためには、どんな手が考えられるのですか。

事務局笹部：変える部分については、もともとの審査方法の改革でも透明性を高めるという主旨を尊重することが基本。昨年は、短期間で、審査回数・時間を要したスケジュールで行いました。昨年のスケジュールですと、まだ、この時期は募集をしておりました。今回は、通常 of 時期に戻した8月募集から開始しておりますので、来年の2月にターゲットを置いた個別審査・書面審査の予定を設定しております。昨年は、大量な申請書の送付と読み解く時間的タイミングの制約の中で、採点を主査・副査でやっていただく新審査体制の導入、補助事業に対する委員所見の重視など、審査に膨大な時間を割いていただきましたことから、その基本の部分は踏襲しつつ、合理的にできる部分の集約化や一部スリム化できる部分をポイントとしたいと考えております。従って、今回やってみて、もう少し改善の余地があるのかもしれませんが、もう少しスピーディな書面審査のやり方は有ろうかと思えますし、事前計画書の書かせ方といったところにも解決策がある。未だ未だ改善の工夫・余地があると思われませんが、基本的な審査の流れは、今回からの流れで安定運用できると考えております。

a 委員：制度を変えたけれど、元へ戻すかどうかという議論よりも、この制度でうまくいくかどうかを、もう少し議論すべきではないかと思えます。今のことに絡んで最大のポイントは、副査が見て返ってきた時に、それに対して、主査が所見を書き換えるなり、追加するということができるかどうか、そして、それを場合によっては副査に戻せるのかどうか、やり取りが可能かどうかですね。そのへんをきちんと議論しておけば、制度を元に戻す議論をしなくて済むのではないかと思うのです。

事務局笹部：これは、昨年の委員会の場合においても、主査・副査の審査結果シート、1件1件について、こういう考えでこの点数を付した、それぞれの主査又は副査チェックとの確認内容をおし、委員会の場合で採否決定をしていただきました。公益の委員会でも、当日の審査委員会の中で、新規性の部分でいうと面白いのではないかということで、そこを調整して採択し直すこともあり、個別審査の意義がもたらされました。委員会の場合でも公平で活発なご議論を頂きました。初めての審査方式の導入であった昨年は、あくまでも第1段階は透明性の担保という部分だけの意味で、委員名にマスクをかけた覆面審査方式で行う方法を採用したものです。今回も昨年同様とした考えであります。最終的に、主査が、副査のチェックしたものについて、委員会当日にいろいろ意見を交わすという流れとしております。



b 委員：透明性の確保が大事なのか、優れたものを選ぶことが大事なのか、どちらでしようか。専門家が選んでいるのか、素人が選んでいるのか、この中にはいろいろな分野に分かれているわけですね。それが、人によって、専門性の高さ・低さが違いますよね。名前を隠したらとか、透明であれば正しいものが選べるとかというのではなくて、ここの人たちは、良い提案を選ぼうとしているのだから、主査の方が、必ずしも専門ではないと思ったら、副査の人が専門家の立場で書けばよいし、逆の場合もあるだろうし、名前は隠さずに、むしろ、名前が書いてあって一気にやったほうが速いと思います。

事務局笹部：そういう考えもあるかとは思いますが、我々は、そこに対して、予断を与えないほうがよいのではないかとというのが、去年のやり方でした。

b 委員：去年の話は忘れて、本来、良い提案を選んで、良い仕事をしてもらおうという主旨に戻って、もっとあっさりと考えればよいのではないですか。

事務局笹部：そういうご意見は、たいへん有り難く存じます。

b 委員：誰が審査したか分からないようなことをしなくてもよいのではないのでしょうか。そして、1回では駄目なのですか、2回に分ける必要があるのですか。

事務局笹部：審査・評価委員会で決する前提として、審査案件の数とそれに比例して審査するという時間軸の絶対時間を回数としております。お忙しい中で1回の委員会を5時間も6時間もという訳にもいきませんし、拘束時間の兼ね合いもあります。ただ、今までやっていた100件近いものを1回の審議で、ここまで見られるのかという、もともとの問題提起もありまして、審査・評価委員会で個別審査をしていただきました。3回というのが目的ではなくて、より吟味するというのであれば、1回でも2回でも、終了ができれば問題はないと思っていますが、件数が相当ありますので、回数的には3回の集中審査が必要かと思っています。委員ご指摘のとおり、案件数が減るなどして、審査が十分行えることが担保されている条件であれば、回数ではないと思います。

b 委員：回数を増やせば、良い審査ができるという根拠がよく分からないのです。長い時間をかけて、半分ずつ締切りを作られるよりも、まとめて見させてもらったほうが楽なのですが。

c 委員：主査・副査がそれぞれ複数の目で見るというのは大事だと思うのですが、その時に、それぞれ名前を隠す必要があるのかどうかということなのですね。例えば、b委員がやったものを、私が副査になったとして、主査が分からないほうがよいのか、b委員がおやりになったからというだけで、私が「ここは、いいですね」というわけでもないですから、そのところでは、むしろ、名前が分かっていたほうが、分かっていることの不都合さは何もないような気がするのです。ご専門があって、その時に、「この先生にご覧いただいたのであれば」ということで、理解が深まるのではないかと。だから、匿名にするということの意味が、あまりよく理解できないところがあるのです。

委員長：匿名にするという意味は、それぞれの人の判断を大事にしようとするからだけなのです。そして、後で、それを付け合わせた時に、どちらがより専門だったかということが分かるようになっていくという考え方も、ないことはないですよ。全然違う目でみるから、複数で見るわけです。どちらがよいかというのは、専門性を重要視しなければいけない案件か、より広範囲な形で、例えば、組織として対応できるのかどうかとか、他の面から見なければいけない案件かで違いがあって、この場でどちらにするかというのは、事務局の案では、今はブラインドで、皆様方がここで、そうではなくて、名前を書きましょうということであれば、お願いをして対応すればよいことだと思います。

b 委員：事務局が審査されているものは見られるのですか。あらゆる情報を知っていたほうがよいので、何も隠さないでやったほうが判断しやすいと思います。

事務局笹部：一つの例が、委員審査要件になっておりますけど、事業と予算のバランスだとか、中身については、金額の査定をしておかなければいけない問題もありますので、そういうものをセットして、事務局としては、こういう部分を疑問に思うだとか、そういうコメントを書ければ、書いていきたいという感じで、全体像を見ていただけるようなものを考えています。

委員会回数の件についても、基本的には、個別審査案件については、各委員の方からの所見をいただくという委員会を設定していますので、1回ということになると、その日の都合が悪い委員の方もおられる場合もあります。けして過剰な回数設定が目的ではございません。委員会の円滑な運営という観点でご協力を頂いているところでありますが、引き続き、昨年と同様、各委員にお手数をおかけすることにつきましては、恐縮に存じます。

委員長：もう一つ、JKA から主査に来る時に、要件審査で駄目なものは落ちるのですよね。ということは、全部来るわけではないのですよね。

今年、このやり方で事務局側は準備をされていて、「公益」側とやり方を合わせようとしています。本来、「こうやりなさい」と書かれている中のやり方に従うと、こうなっているのだけれど、これが本当にうまくいくかどうか分からないと思っていることがあって、皆様方にお聞きしたのですが、このやり方で今年をやるということについて、まず、前提として認めていただければ、この進め方でやって、ただ、主査の名前を入れるべきだということであれば、それは入れるという話を決めることはできると思います。

あとは、やり取りについて、主査から副査に行って、主査に返ってくるだけではなくて、時間の余裕がどう取れるかにもよりますけれども、そこについては、事務局側にご努力いただくということにすればよいのではないかと思いますけど、どうでしょうか。

d 委員：私は製造業を担当していて、自分のエリアの中のことは、ある程度分かるようなことはありますし、そうではないところは、ほぼ分からなくて、この 5

段階になりまして、詳しいところは「4点」ということになりまして、よく分からないところは「5点」とか「4点」というのは難しいです。そういう意味では、詳しい人が補ってくれれば、それがカバーされると思うのですが、実際にやりながら、どのへんがいちばんピッタリするのかということは、事務局のほうで考えていただいて、今回でなくてもよいですから、やってもらえれば有り難いと思います。自分で付ける時に、「5」にするのか「4」にするのか、「3」にするのかというのは微妙だと思います。

b 委員：「5」と「4」とは難しい。

d 委員：難しいと思うのです。「自己評価書」に、世間ではこういうことをやっている、自分は違うことをやっているということまで書いてくれれば、それを前提にすれば分かるのですが、そこまで書いていらっしゃるかどうですかね。

事務局笹部：この件につきましては、「公益」でも同じようなご意見がありました。審査点数につきましては、もともと、良いものを探るという考え方と、悪いものを落とすという2つがあります。「良い」「普通」「悪い」という3つがあれば、「普通」というものより、まず「良い」から採っていくと思うのです。前回の審査採点に付された点数を参考に、採択した中で「光るもの」を探索する目安に活用しており、審査時の点数を参考尺度と考え活用しております。前回の「4点」の「優れている」に関しても、「特に優れている」というのがあれば、「5点」と付けていただくということで新5区分としました。

昨年、審査の時間をかけた中での採点をしていただきましたので、良いところを探し、補助事業のPRにもこの基準尺度を活用していきたい。また、委員所見でも、「ストロングポイント」という意味合いに特化し、記述すべき内容を明確化しました。今回の「5点」の導入に伴うガイドライン策定についてのご意見もありました。

d 委員：一般的なガイドラインというのが一部あるのかもしれないですけど、自分の当たった業界の事業のベンチマークが分かっているならば、すごくやりやすいんですけど、それが分からない分野というのは「5」というのはなかなか難しいです。複数の人が見て、最後、合わせるという考えは分かります。

c 委員：「全体的に優れている」ということは、ある分野において全体的に優れているかどうかということと、JKAの補助事業の中で特に注目したいとか、JKAとしては、こういう分野を膨らませて補助をしていきたいという、JKAの補助事業全体の方向性にうまく合っているかどうかという問題のような気がするのです。ある業界の中で優れた事業なのかどうかということではなくて、このJKAとしては、こちらの分野に手厚くやってみないと、それがこの補助事業全体の特徴になってくるという思いが込められているのではないですか。

b 委員：今年はこれでよいと思いますが、本当は、支持するとか応援してやりたいとかというものと、これは拒否したいというもの、3つ目には分からないという

ものがあります。どうにも答えられないものに何を付けたらよいか分からない、「1」を付けるのか「3」を付けるのか。

e 委員:5点制にすれば、分布は広がると思うですけれども、66事業が対象になって、出てきた点数を上から並べて、あるラインで線を引いて、それ以下は不合格という判断をされるのか、それとも、全体の何%くらいは落とすとか、今、事前にもっていらっしゃる心づもりはありますか。合格と不合格の線引きについては、どうですか。

事務局竹内:この5点表記では、「3点」を基準に置きたいと思っています。その「3点」を基準に置いた時に、「2」と「4」は等距離にあるべきだろうと、「1」と「5」も等距離にあるべきだろうというご意見もいただいていますので、「3点」を平均に置いていただくとある程度、点数分布ができた場合は、合計45点分の何点というものが集まった時には、それが基準になるかと思っています。ただ、良い事業が全部採れるかという、そういうわけにもまいりませんので、ある分野は上から採るかとか、そういう配慮はどうなっていくか分からないのですが、ある程度の点数分布はできるとしています。

e 委員:予めの数字はないということですね。我々が点を付けた時に、どれか一つでも「1」があったらアウトというルールは生きているのですか。

事務局宮田:この審査においては考えておりません。結果的には合計点です。

事務局笹部:9項目をチェックしていただきますので、それぞれ新規性が高くて、実施体制が悪いとか、いろいろな点になると思うのです。これは各項目を見るという前提で考えるしかないので、45点満点の上位の点であれば、全体的に点数が分布していると考えれば、確かに上から採れるということですが、個々に見ると新規性で駄目な場合もあり得るのです。一方、新規性を大切にしようという場合、前回のように、事業の中身について意見交換をして、「これはチャレンジ性を重視」ということから救済、拾い上げる、総合点から見れば低いかもしれないけれど、「これはちょっと面白い」「やるべきだ」とか、これから5年後は、こういう社会問題に対する解決への取り組みがあるという使われ方を想定しています。

従って、「1点」の場合には、ほとんど把握できないとか、書いていることがよく分からない、読み取れないということは、どう割り引いても、その項目について分からないということで、付けようがないから「1」だというように、審査点数の付与のガイドラインとしてまとめることができると思います。

委員長:そこのところは、今年はまだ時間があるので、訳が分からなかったら、普通は「もう少しちゃんと書きなさい」なのです。落とすというのが前提なのです。だから、その時に、「この書き方では分かりません。だから、審査は落ちますよ」ということを申請者に伝えるのが本来の姿で、もう一回やらせてよいのかということは、別の議論があるわけですが、「しっかり書いてくれ」

というのは大前提で、JKA にとっては申請してくれる人はお客様なのです。お客様の思っていることを、どうやって JKA の仕掛けで支援するかが、このミッションだと思いますので、その意味で「しっかり書いてください」と、だからこそ、どういう点で審査の基準をはっきりしますよというのは、お伝えすべきことではないかと思うのです。

f 委員：去年のことで思い出しますと、プロットそのものを評価するという一方で、どういう評価をするかという議論と、今まさにあったように、去年のものを見ると評価以前のものが多かったわけですね。これまでの審査についても、かなり厳密な形でやってきたかどうかも含めて、審査に応募される方が必ずしも十分に理解していなかったということで、去年の宿題として、補助事業としてこういうものに対して応募してくださいと、きちんとお伝えして、書き方についても、かなり教育的に指導をしましょうというお話があったと思います。ですから、そこをまずはやりましょう。実は、その部分で評価者側の専門性以前の部分が非常に多かったのではないかという気がいたしますので、そこも委員長が言われたような形で、うまく応募者にフィードバックすればよいと思います。

委員長：ただ、この話は時間がかかるのですよね。やり取りになりますので、我々の時間をかなり取ります。そこを覚悟いただけるのであれば、今年はまだ余裕があるので。

f 委員：「よく分からない」と、コメントを入れるとか。

事務局笹部：審査に関連する事項で昨年ない付加資料の件をご案内します。お手元の封筒の中に 3 枚の紙を入れてあります。平成 22 年度の補助事業の自己評価書というものが入っています。「事前計画／自己評価書 その 2」という横形で出ているのがあります。これは、平成 22 年度に行った事前計画、事後評価という自己評価が入っています。これに対して、もう 1 枚、カラー印刷をした内容の縦紙があります。これは同じ団体に追加提出をお願いした自己評価書です。これが、今のやり方に適応させた新しいフォーマットで書き直したものです。

平成 22 年度の自己評価を参考に、24 年度継続事業の事業審査のポイントを考えていく新たな付加資料として用意しました。

b 委員：資料 2-3 の 4 ページが、我々が記入するものですが、同じように、「a 社会的課題の妥当性」「b 本事業の必要性・有効性」と順番に書いてくれたら、その横に点数は付けやすいのだけれども、行ったり来たりしながら見てやらなければいけない。「事前計画／自己評価書」が、この審査シートのとおりにはならないのですか。

事務局笹部：煩雑な件、確におっしゃるとおりです。弁明ということで申し上げますと、「事前計画／自己評価書」は補助事業者サイドに書かせるということで、流れをイメージしすぎた部分があつて、確かに順番の問題があるということで、次

回以降の工夫・改善事項とさせていただきます。

g 委員：審査に資するものを出してくれるという意味では、申請者が書いてくれる内容は年々よくなってくると思います。それでもし不都合が出てくれば、またお願いをして、だんだんよくしていくということになると思います。さきほどから「4」と「5」の違いという話が出ていますが、それより「1」の方が気になります。専門性がなくて判断できないから「1」というのと、評価に資さないつまり駄目な内容だから「1」というのは全然種類が違うと思います。前は、主査と副査が両方とも点数を付けたので確認する機会がありました。ところが今回は、点数を付けるのは1人だとすると、「1」を付ける重みがものすごく重くなると思います。したがって、「1」についての2つの意味合いについては事前に分けておいた方がいいと思います。いかがでしょうか。

事務局笹部：その審査上明らかに「1」とする場合、まったく点数付与の対象にならない場合、「空欄」にするかなど、委員ご指摘の部分が種々あろうかと思われま。各点数の概念を示す「目安」のガイドラインの設定が必要かかもしれません。当然、委員ご指摘の審査委員会の場で協議することが妥当と判断するケースが想定されますので、その場合のケースも含むガイドラインを今回用意し、委員の意思表示を明確にするようなものを検討し、準備したいと思います。

委員長：次は12月9日に予定されているのですが、そこまでに主査の人は1回終わっているのですが、見ていただくことはできますかね。「1」の意味が、こう書かなければいけないということ、ここで決めることであれば、決めてしまってよいとは思いますが、今回のものが、どれくらいのものか予測できますかね。主査にもう一回戻るので、ここで決めても、直せるのかと思っただけなのです。たぶん、「1」から「5」までのプルダウンをもう作っていると思うのですが、そこにもう1個入れていただくのがよいのかかもしれませんが、「空白」を入れてやるとして。それで放っておくのがよいかの判断で、「分からない」のが、書き方が分からないから「分からない」という意味であれば、もう一回、申請者に投げることをやるのか、やらないのかですよね。やらないと決めれば、それで終わりだと思います。

g 委員：申請書の書きぶりに問題があつて「分からない」というものと、審査委員に判断能力がないため「分からない」というものもあります。また本当に駄目というものもあります。これらは違う対応になると思います。

事務局笹部：委員のご指摘を踏まえ、ガイドラインを検討します。こういう判断の場合は、この表記又は選択してくださいということは可能です。やはり、ガイドラインがあつたほうが良いということですね。これは「公益」でも、ご意見がありましたから、何がなんでも「1」を付けるということではなくて、「1」を付けられない理由があるとすれば、別の選択肢をいくつか用意しておくよう検討いたします。

委員長：そうすると、はっきりするのは、自分で判断できない。これは審査する側からできますよね。書いてある内容が分からないというものは、相手方の理由で分からないとしたら、これをどうするかですね。事務局経由でもう一回やらせるのか、やらせないのか、そこについては、「公益」側との整合性を取る必要があるので、事務局と相談させていただければと思うのですが、あとはありますか、パターンとして。

g 委員：本当の「1」ですよ。駄目ですよ。

委員長：それは「1」でよいですよ。今まで、質問するのは可でしたか。審査員から申請者に対して、質問することを事務局経由でやっていましたか。

a 委員：前回の話では、書き直して出させるというのは、時間的な問題などがあるから、認めないというように記憶していますけれども、ただ、この部分が分からないけれども、聞いてほしいという、例えば、構成メンバーに関する情報等が、後から上がってきたというケースはありました。

事務局竹内：構成メンバーなど事実の確認は、問い合わせたことはありましたけれども、内容をもう一度書き直して分かるようにしろというのは、やっていません。

委員長：確かに、申請書ですからおかしいですよ。

b 委員：初めて出してくる数はそんなになく、みんな経験しているはずだからよいのではないですか。

委員長：そうすると、あとは、よく書いてあるのだけれど、実際にできないというのは、後の評価でやるのですが、それが結構、怖いですよね。だから、「誰がやるのだ」という話で、そちらについては、今までどおりはっきりさせることを認めるということですね。聞いていただいてもよいと。主査の名前を書くかどうか、これはどうします。強制するのか、ご自身で書きたければ、書くのもよいし、いろいろな方法があると思うのです。一応、ルールとしては決めたほうがよいと思うのです。

a 委員：最初に見えていると、あの人はこの専門だから「これでよい」という予断をいれる余地もできるから、最初はなくともよいのではないかと思うのです。でも、ある段階では、むしろ、あったほうが判断しやすいですね。とりあえずは、今の方針でやってみる線でよいのではないかという気がします。

b 委員：予断をもたないで審査するというを決めればよいのではないのでしょうか。お互いに不信感をもつようなやり方ではなくて、予断をもたず、専門家であっても違う立場から見ればよいわけだから、あらゆる情報は、できるだけ入手して判断するというほうがよいと思います。その人がそう言っているからと、同じ意見をもつ必要がないわけだから、専門家・非専門家の立場で違う判断をされてもよいと思います。

委員長：そういう考え方もあると思うのですが、そうすると、副査の人も名前が入っていないといけないですね。

事務局笹部：「機械」と「公益」を基本的に合わすことがあるのですが、ここの部分に限り「機械」の委員会では了解事項であれば可能です。

委員長：逆に言うと、名前を書いてみて、不都合があったら止めるということもありますね。

a 委員：予断と申し上げましたけれども、人を信頼しないとか、そういう問題ではなくて、ここできちんと申し合わせをしておけばよいわけですよね。この議論をしておけば、まったく問題はない。

委員長：もし、特に強い反対がなければ、今回は、名前を書くということでやってみたいと思いますが、いかがですか。よろしいですか。

全体として、先ほどの話では、プルダウンの項目については、「1」は内容的に駄目、その他は確認なのか、あるいは、分からないという意味なのかを追加していただく、どういう書き方をするかについては、事務局にお任せいただきたいと思います。あとは、やり方ですが、次回が12月にありますので、その時に、軽微な改善であれば、そこでまた、ご意見をいただければと思いますし、それ以外に、既に審査へ主査の方には入っていただいて問題があれば、JKAに上げていただければ、こちらでも、できるだけの対応をさせていただきます。

事務局竹内：先ほどの5点表記の書き方なのですが、「3点」を「普通である」と置き、「3点」から良いも悪いも等距離に置くという書き方が、「公益」でも出ました。

「5点」が「全体的に優れている」という書き方で、1項目ずつに「1、2、3、4、5」を入れていただきたいと思います。とっておりますので、「全体的に」と言ってしまうと、事業を見て全体的にということと混乱しやすいので、各審査項目毎に「特に優れている」とか、「4」を「やや優れている」、それに対応して、「2点」が「やや劣る」という言い方で、「3点」から、良い・悪いが等距離にあるという書き方に改めるのはいかがでしょうか。事務局としては、「5点」を「特に優れている」、「4点」を「やや優れている」、「3点」が「普通である」、「2点」が「やや劣っている」、「1点」に関しては「劣っている」というイメージで、採点をしていただきたいと思います。但し、このようにきちんとバランスしろということではなくて、こういう見方で採点をしていただきたいと思いますという形に直させていただければ、この5点表記は修正したいと思うのですが、いかがでしょうか。

b 委員：絶対評価なのですね、相対評価ではなくて。

事務局笹部：これに加えて、プルダウンで2種類が入ります。

委員長：全部が「5」になったら、立派ですよ。そういうものが来ることを期待しますね。

h 委員：そもそも、定性的な判断を無理矢理、定量的にしようというわけですから、これ自体に無理があるのだらうと思うのです。ただ、全体的な、ホリスティック



クな観点で見るとというのは、非常に難しいから、「エクセレント」という形の「これはよい」としたほうが、単純明快ではないですか。

c 委員：それでよいと思います。「全体的に」というと、「1、2、3、4、5」の全部の話だから、1つの項目に対して「全体的に」というのはおかしいのですよね。

委員長：議題1の平成24年度補助事業審査の基本的な考え方の(案)につきまして、先ほどの修正点を加味していただいた上で、全体の流れを承認いただけますでしょうか。よろしいですか、ありがとうございます。

#### (6) 議題2：補助事業評価についての説明（事務局佐藤）

資料3をご覧ください。表題にありますように、評価作業部会の審議概要です。7月の委員会において、委員会の下に、評価担当委員に評価に関する課題を集中的にご審議いただき、評価作業部会の設置をご承認いただきました。評価作業部会は、「機械」の委員3名、「公益」の委員4名の7名の委員にお集りいただいて、既に2回、8月1日と9月30日に開き、評価に関する部分を集中的にご審議いただいております。まだ審議の半ばですけれども、今回は、その内容のご報告と、ご意見があればいただきたいということで、ご説明を致します。

審議内容は、かなり絞り込まれており、1つは評価の手順です。それから、評価の具体的なやり方・仕方です。最後に、評価の公表について、問題点とかそれをどう整理すればよいかという部分でご審議をいただいております。

評価の流れにつきましては、13ページをご覧ください。評価作業部会では、JKAの評価は2段階で考えるべきであろうということでご審議いただいております。1つは個々の補助事業の評価、(木)の評価になぞらえております。もう1つは、JKA補助事業全体像の評価、これは(木)に対して(森)の評価としております。(木)の評価というのは、木が計画どおりに育ったか、ちゃんと実がなったかということで、木が集まって森として役に立っているのですかというのが、JKA補助事業全体像の評価である、というなぞらえの下に、ご審議をいただいております。

その中で、流れとしては、上の表組の中で「⑤自己評価」、「⑥JKA一次評価」、「⑦個々の補助事業(木)の評価のチェック」とあります。ここまでが、個々の補助事業(木)の評価です。「⑤自己評価」で始まりまして、「⑥JKA一次評価」ではほぼ(木)の評価の部分は終わるのですが、最終的に、審査担当委員にチェックをいただいて、委員会でご承認いただいて(木)の評価が固まるという流れで考えております。

(森)の評価につきましては、(木)の評価が固まったところで、個々の補助事業の評価も踏まえたうえで、(森)の評価を全体像として、「⑨JKA補助事業の全体像(森)の評価」を実施いただいて、それを最終的に、審査・評価委員会でご承認いただくという流れの整理ということで、ご審議をいただいております。

次に、具体的にどうするかというところを審議中なのですが、14ページからご覧いただけますでしょうか。こちらの左側に「自己評価」とあります。これは既に、補助事業

者は平成 23 年度の要望時または交付申請時に、この内容で計画を立てていただいております。事業が終わりましたら、自己評価をしていただきます。右に行きまして、「JKA 一次評価」をするのですけれども、この時には、項目をかなり絞り込みます、つまり、数字的に確認できるような、目標の達成度とか、事業の波及とか成果を絞り込んで、「JKA 一次評価」を行おうということを考えておりまして、ただ、それだけでは、事業がなぜうまくいったのか、いかなかったのか、どうすればもっと改善できるのかを拾えないということで、次のページを見ていただきたいのです。

こちらで、事業の目標達成を促進した、あるいは、阻害したと思われる要因について、改めて補助事業者にご自己分析を出していただき、これも参考に「JKA 一次評価」をしようということを考えております。これを付けていただくことによって、補助事業者も要因分析ができ、自らの事業改善に資するということができると考えております。この内容を加えまして、「JKA 一次評価」を行います。審査担当委員には、「JKA 一次評価」をチェックしていただくことと、自らご審査いただいた内容について結果をご確認いただくとともに、審査の時に条件を付けていただいた場合には、その達成度合いもご確認いただければと考えております。ここまでの、個々の補助事業の評価のやり方・仕方、今、ご審議いただいている内容でございます。

更に、それを集大成して（森）の評価、JKA 補助事業の全体像の評価をどうするかというのが、16 ページでございます。これも審議中で、（案）として出したものですが、基本的には、「JKA 一次評価」でやりました目標の達成状況とか、阻害要因・促進要因の分析状況の傾向を見て、下は分析イメージなのですが、それを分野別とか、事業形態別に統計的な処理をしていって分析すると、そういう傾向が出るかもしれないというイメージ図なのですが、やってみて、（森）として、JKA 補助事業全体としてどうすべきか、それは補助方針につながっていくと思いますが、どうすべきかということをやっていけばよいのではないかとご審議をいただいております。これにつきましては、更に個別の分野ごとの事例を基に、項目を詰めていかないといけません、今はこういう形でご審議をいただいているというご報告です。

3 つ目の審議の内容は、補助事業評価の公表の仕方についてどうすべきかをご議論いただき、これは他の助成団体の事例等を見ながらご審議いただいているのですが、JKA 補助事業の評価、例えば、（木）の部分の評価は、個々の補助事業の評価を補助事業者名付きで公表した場合に、それが、補助事業者の社会的評価と誤解されては困ると、JKA が補助金を出して、お手伝いした事業がうまくいったか、いかなかったのかの評価である点をご理解いただくよう注意しなければいけないなど、いろいろとご議論をいただいております。

#### <質疑>

委員長：ありがとうございます。何か今の件で、ご意見等はございますか。

事務局笹部：お手元の『ぺだる』という季刊誌は年 4 回発行しており、これは秋号です。

補助事業の評価については、JKA 側がする評価もあるのですが、補助事業の内容・活動を世に出していくのが、何よりの評価ということで、JKA としては、積極的に補助事業を紹介していくという一つの例として、24 ページで「公益」の補助事業を公開しています。また、27 ページの造水促進センターも表に出し、震災については 29 ページの一次募集という形で決定していますが、いずれにしても、補助の事業内容を公開していくというのが、何よりの評価という認識として捉えていきたいと思います。加えて、補助メニューや補助方針については、時代に適応させていかなければいけないという現状認識ですが、補助事業の活動状況を補助事業者自体がより丁寧に、積極的に社会にアピールし自らの事業活動を高めていくことが肝要という考えで望んでいきます。当然、補助事業の原資である、競輪、オートレース財源を明らかにして、補助事業者とのパートナー・協力関係をもってお互いが盛り上げていきたいと思いますという考え方でいきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

委員長：これで、予定された議事は終了しました。

#### (7) その他について

##### <質疑>

e 委員：最近、自転車の安全ということが社会的問題になっていて、JKA として、この問題に、どう関与していくと考えているのか、何かプランがあれば教えていただきたいと思います。

事務局笹部：今、社会問題化している「ピストレーサー」、ノーブレーキの件については、係る問題に特化した内容で、十分にやってきているとは言い難いと思われまます。今回の件では、関係団体である自転車産業振興協会、日本自転車普及協会の 2 団体が、既に啓発活動等の取り組みを始めています。平成 24 年度の補助事業の重要テーマの一つとして、また、自転車の安全安心な社会を目指す一つとして、このピスト問題についても取り組むという形になっております。当然、範たるプロ競輪選手に対しても更なる周知徹底が図り、危険な走行であることの何らかの警告や啓発の役割も果たしていきたい。業界としても憂慮しております。

e 委員：自転車全体が、何となく悪者になるような雰囲気というのはよくないし、しっかりと社会に貢献できることが望ましいので、是非、協力して、改善すべきところは改善していただきたいと思います。

b 委員：本当の問題は、日本の道路行政の問題で、世界のようにバイクレーンを造らずに、狭い道に人と車と自転車が同時に走っていて、そこに更に電柱があつて、車が来た時に、電柱があつて自転車が避ける場所がない。

e 委員：そういう社会インフラ造りについても、JKA がもの申していくということが望ましいのではないのでしょうか。

b 委員：アメリカは自転車のブレーキがないですね。禁止されていないのは、ちゃんとバイクレーンがあって、一方通行しか走れないのです。だから、自転車に乗っている人だけを叱るのではなくて、行政を叱るべきところもあると思うのです。自転車はエコなので、車に乗らず、自転車で通勤も含めてやっていくことは非常によいことで、エネルギーも節約できるし、健康にもよいし、そういう街づくりをやっていないですね。そこが本当の問題だと思います。

h 委員：私は、ある自治体の環境審議会の会長をやっているのですが、今、おっしゃった点で、モデル地区として自転車専用レーンを造って、そこは、田舎の畦道しか残っていないので、なかなか一方通行の流れができないのですが、それも地域住民の声が多いので、モデル地域を造ってみて、実際にやってみなければ分からないだろうということで、たぶん来年の4月からは、専用レーンを造って、人と車と自転車が共生できるような試みをやってみようと思っています。また、報告できればよいと思います。

委員長：自転車レーンを歩いてはいけないということも徹底されていないですね。ヨーロッパだと大変ですね、自転車に怒られますよね。

h 委員：パリでは、徹底してレンタサイクルをきちんとやっていますね。

a 委員：例えば、駐輪の問題も含めて、もっと全体的に自転車の環境整備のようなことを考える必要があると思います。

事務局笹部：実際は、駐輪場対策については何十年も手がけ、放置自転車対策のハード施設の支援は、相当に取り組んでまいりました。自転車ブームにより、自転車と歩行者、自転車と自動車といった新たな社会問題が顕在化し、自転車を取り巻く様相が大きく変わってきています。自転車走行上のルールが十分知られていないというのが最大の問題です。どちらを走ってよいか分からないですとか、自転車のマナー教育ですとか、今後取り組むべきソフト的な事業の重要性がでています。

委員長：いろいろと有益なお話をいただきました。ありがとうございます。

#### (8) 今後のスケジュールについて（事務局竹内）

12月9日（金） 午前10時～12時

2月13日（月） 午後3時～5時

2月27日（月） 午後3時～5時

12月9日（金）は、事務局で審査する「簡易審査」と言われる、公設工業試験研究所への補助と、研究補助の案件について、ご提案させていただきますので、2月13日ならびに2月27日に、皆様方にご審議いただいた案件の審査ということになります。ご予定をよろしくお願いたします。

#### (9) 平成23年度 東日本大震災復興支援補助 第2次募集について（事務局竹内）

平成 23 年度 東日本大震災復興支援補助というのは、5 月から 7 月までが第 1 回として、1 億円限度、1 件 300 万円限度で 100%補助金ということでやったのですが、同じように第 2 回の募集を、11 月 17 日からメールで受け付けることにいたします。

これから審議していきますが、基本的に、復興の段階が避難所から仮設住宅に移ったりして、現地での支援をより細かくしていかなければいけないということも、現地の NPO 等の意見にありますので、1 回目にはなかった補助メニューといたしまして、スタッフの拠点として応急仮設拠点（プレハブ）を造って、そこを拠点としてよいということ、被災地の岩手、福島、青森、宮城、茨城、千葉、栃木という中で活動する場合には、そういう拠点を造って、そこを足がかりにしてくださいという補助メニューを加えました。

もう 1 つは、NPO 等が現地に入って、継続していろいろな作業をする場合に、スタッフの人件費を今までは認めていなかったのですが、100%人件費では駄目だという制限はあるのですが、これからはスタッフ人件費を認めるということにいたしました。

平成 23 年度の予算の中で、一応、3 月 31 日を目処にさせていただくのですが、平成 24 年度に入っても認めるという形で、11 月から 1 億円を限度で、1 件 300 万円限度で募集させていただくことになりましたので、是非、そういう方がいらしたら、ご紹介いただきたく、よろしくお願ひしたいと思ひます。

#### 8. 閉会について（委員長）

それでは、以上をもちまして、閉会としたいと思います。どうもありがとうございました。

以上